

[声明]

政府は国立大学の大学の自治と学問の自由を侵害する 国立大学法人法改正を直ちに断念せよ

2023年11月15日
日本私大教連中央執行委員会

2023年11月7日、「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が衆議院で審議入りした。この法律案が施行されると、対象となる国立大学の大学の自治、そして大学の自治と不可分の学問の自由が大きく損なわれることが危惧される。

改正法案はその主な趣旨として「国立大学法人等の管理運営の改善」を掲げ、具体的な内容としては「事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置」を定めるとしている。運営方針会議の権限については「中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項」の決議であり、運営方針会議の組織については「運営方針委員3人以上と学長で組織する。運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。」としている。

新たにトップに合議体制を付加する意図は何であろうか。現在、国立大学法人では学長の下で経営協議会が組織され、中期計画等の重要事項を審議している。その学長と同等の立場で運営方針を決定するという運営方針委員については、外部の有識者が前提とされているということになる。すでに国立大学法人には、学外理事・監事、過半数の経営協議会外部委員が法定されているが、これら外部役員を上回る権限が学長以外の運営方針委員に与えられることになる。

重要なことは運営方針委員の人選について、文部科学大臣の承認が必要となることである。これについて文科省は、学内から申請された人を任命するので政府が意図的に国立大学の運営に介入することはないとしているが、承認しないという可能性をもたせることにより、政府の意図する外部委員を選択しなければならないという圧力となるのである。

大学は「深く真理を探究して新たな知見を創造する」学術機関であり、高度の専門性を有する教員集団の自治によって運営されなければならない、「自主性、自律性」が「教育及び研究の特性」として認められている（教育基本法）。学長は教員集団による大学の自治を担う代表である。この学長と同等の立場にたつ外部者の意見が強くなり、管理運営について政府の影響力が大きくなることによって、大学の自治が侵害されることは必至である。日本私大教連は、私立大学においても等しく大学の自治と学問の自由を遵守することを求める立場から、この法律案に断固として反対し、法改正の断念を強く求める。

以上